



# 島根県報

令和3年9月17日（金）

第 244 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

指定施業要件の変更予定保安林 (森 林 整 備 課) 2

**【公 告】**

令和3年度クリーニング師試験の実施 (薬 事 衛 生 課) 2

**【特定調達公告】**島根県第6期全県域WANネットワークサービス提供業務委託の調達に係る随意  
契約の相手方等 (情 報 政 策 課) 4

職員管理システム構築業務に係る随意契約の相手方等 (病 院 局) 4

**【選管告示】**

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 5

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 6

政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 7

政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管  
理団体 8

**告 示****島根県告示第581号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年9月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
仁多郡奥出雲町高田（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和3年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和3年9月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 試験日時  
令和3年12月14日（火）午前9時40分から午後5時まで（午前9時15分から受付開始。昼休みを含む。）  
なお、終了時刻については、受験者数に応じて変更する場合がある。
- 2 試験場所  
学科試験及び実地試験  
松江市東津田町1741-1 島根県松江合同庁舎  
全ての試験を同一の会場で行う。
- 3 試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 衛生法規に関する知識
    - イ 公衆衛生に関する知識
    - ウ 洗たく物の処理に関する知識
  - (2) 実地試験
    - ア 繊維の鑑別

イ ワイシャツのアイロン仕上げ（家庭用コードレススチームアイロン（1,400ワット）を使用する。）

#### 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

#### 5 受験手数料

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

この収入証紙には、消印しないこと。ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

#### 6 受験願書等の受付期間

令和3年9月24日（金）から同年10月8日（金）まで

なお、郵送の場合は、令和3年10月8日までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 7 受験願書等の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501 松江市殿町1番地）へ提出すること。

#### 8 提出書類

##### (1) 受験願書

##### (2) 履歴書（所定用紙）

(3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

(4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課において確認証明を受けたもの）

(5) 戸籍謄（抄）本（現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合に限る。）

#### 9 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付する。

#### 10 合格者の発表

令和3年12月24日（金）に島根県健康福祉部薬事衛生課ホームページに受験番号を公告するとともに島根県庁前の掲示板に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

#### 11 その他

##### (1) 受験願書等の配付

受験願書及び履歴書（以下「受験願書等」という。）は、島根県健康福祉部薬事衛生課ホームページに掲載するほか、島根県健康福祉部薬事衛生課で配付する。

※島根県健康福祉部薬事衛生課のホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/yakujieisei/>

なお、郵送により受験願書等を請求する場合は、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形のものに限る。）を同封し、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501 松江市殿町1番地）へ郵送すること。

##### (2) 問合せ先

受験願書等の請求、受験手続その他試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-6529）にすること。

##### (3) 留意事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、試験日時を変更し、又は試験を中止する場合があること。

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年9月17日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 件名及び数量

島根県第6期全県域WANネットワークサービス提供業務委託 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年9月6日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

エヌ・ティ・ティ・スマートコネクト株式会社 代表取締役 秋山 修二 大阪府大阪市北区大深町3番1号

## 5 随意契約に係る契約金額

1,616,624,570円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年9月17日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

## 1 役務の名称及び数量

職員管理システム構築業務 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県病院局県立病院課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年6月18日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

インフォコム株式会社 病院情報システム部長 太田 秀一 東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号

## 5 随意契約に係る契約金額

32,956,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示**

## 島根県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和3年9月17日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

## 1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党島根県大田市第二支部	内藤 芳秀	近藤 尚男	大田市大田町大田口661	○	令和3年7月2日
自由民主党島根県松江市第七支部	野津 直嗣	原田 幸則	松江市大井町427-1	○	令和3年7月2日
自由民主党島根県松江市第八支部	河内 大輔	多久和 志津	松江市東津田町1803-2-403	○	令和3年9月6日

## 2 その他の政治団体

## (1) 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	届出年月日
高見やすひろ後援会	森山 健一	曾田 昇	出雲市矢野町941-4	高見 康裕、衆議院議員	令和3年8月26日

## (2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大谷学後援会	中島 淳也	松本 和也	浜田市熱田町1619番地	令和3年7月29日
斉藤てつおふるさと邑南後援会	山中 康樹	日高 学	邑智郡邑南町岩屋1072	令和3年8月4日
清水保生後援会	清水 保生	清水 保生	安来市伯太町西母里226番地	令和3年7月6日
松本とおる後援会	青木 克彌	齋藤 等	鹿足郡津和野町後田口157番地	令和3年6月8日
村木勝也後援会	玉田 一	杖田 浄子	浜田市三隅町河内874番地10	令和3年7月21日

## 島根県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和3年9月17日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

## 1 政党

## (1) 国会議員関係政治団体の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
国民民主党島根県第2区総支部	折川 朋子	主たる事務所の所在地	出雲市今市町396-1	出雲市今市町771	令和3年6月11日
立憲民主党島根県第2区総支部	山本 誉	代表者の氏名	山本 誉	亀井 亜紀子	令和3年8月11日
		公職の種類(第1号)	衆議院議員(候補者)	衆議院議員(現職)	

## (2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
社会民主党島根県松江支部	芦原 康江	代表者の氏名	芦原 康江	阪本 清	令和3年6月2日
		会計責任者の氏名	関 光子	山根 真造	
		主たる事務所の所在地	松江市西津田七丁目7番5号	松江市雑賀町163 櫻井ビル2階	
国民民主党島根県第2区総支部	岩田 浩岳	代表者の氏名	岩田 浩岳	折川 朋子	令和3年6月28日
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
		公職の種類(第1号)	-	衆議院議員(候補者)	令和3年9月1日
		主たる事務所の所在地	松江市大正町446-23	出雲市今市町396-1	
自由民主党木次支部	吾郷 廣幸	会計責任者の氏名	野津 朗利	陶山 義久	令和3年6月22日
自由民主党島根県トラック支部	窪田 智彦	代表者の氏名	窪田 智彦	岸 清逸	令和3年7月26日
自由民主党吉田支部	高岡 裕司	代表者の氏名	高岡 裕司	堀江 眞	令和3年8月1日
		会計責任者の氏名	田村 建喜	高岡 裕司	

## 2 その他の政治団体

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
岡本さちお後援会	佐々木 吉茂	主たる事務所の所在地	安来市伯太町末明69-1	安来市黒井田町9-1 ブロードリッジⅡ	令和3年8月22日
小川稔宏後援会	森岡 明生	代表者の氏名	森岡 明生	出島 正貴	令和3年6月5日
かじの弘和後援会	森田 博久	代表者の氏名	森田 博久	田平 律夫	令和3年8月20日
島根県社会保険 労務士政治連盟	安食 賢	代表者の氏名	安食 賢	内部 高志	令和3年5月20日
		会計責任者の氏名	岡田 翼	寺本 健太郎	
島根県浄化槽対策推進政治連盟	野村 吉秀	会計責任者の氏名	湯原 康弘	尾崎 敬	令和3年7月1日
島根県理学療法士連盟	太田 真英	代表者の氏名	太田 真英	内田 賢	令和3年7月11日
福島教次郎後援会	浅原 譲	主たる事務所の所在地	邑智郡美郷町村之郷140-1	邑智郡美郷町村之郷125	令和3年7月8日
		主たる事務所の所在地	邑智郡美郷町村之郷125	邑智郡美郷町村之郷140-1	令和3年8月1日
村武まゆみ後援会	高村 睦代	代表者の氏名	高村 睦代	村井 栄美子	令和3年6月1日

## 島根県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年9月17日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

## 1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	解散年月日
社会民主党島根県松江支部	芦原 康江	令和3年6月30日

## 2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
芦原やすえ後援会	小池 彰子	令和3年6月17日
岩根和博後援会	尾原 繁樹	令和3年7月31日
大好きです出雲の会	金森 利吉	令和3年8月1日
長岡ひでと後援会	長岡 秀人	令和3年8月1日
日野原としろう後援会	土井 久夫	令和3年5月31日
細木照子後援会	日野 敏夫	令和3年7月31日
山崎正幸後援会	福間 滉	令和3年6月7日

## 島根県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和3年9月17日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
長岡 秀人	長岡ひでと後援会	令和3年8月1日